

# 年金三三知識



問い合わせ先  
北見年金事務所 ☎ 0157-25-8703  
役場戸籍年金係 ☎ 77-8378

## 01 国民年金保険料免除・納付猶予申請書が届いたら！

令和8年度の国民年金保険料の免除または納付猶予に該当する方に対し、日本年金機構から申請書が送付されます。封書が届いた方は必ず内容をご確認ください。

### ◇未納のままだと…

将来受け取る年金額が減るだけでなく、年金受給資格を喪失し年金を受け取ることすらできなくなります。国民年金保険料の免除や納付猶予制度を活用しながら、年金受給権を確保しましょう。

|                       | 全額免除または納付猶予該当者                                                       | 一部免除該当者                                                                                          |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者<br>※学生納付特例の対象者を除く | 令和8年7月分保険料が未納であり、本人・配偶者・世帯主の令和7年所得及び扶養情報から、 <u>全額免除または納付猶予に該当する方</u> | 令和8年7月分から令和8年8月分のいずれかの保険料が未納であり、本人・配偶者・世帯主の令和7年所得及び扶養情報から、 <u>一部免除（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）に該当する方</u> |
| 送付時期                  | 10月15日(木)予定                                                          | 11月13日(金)予定                                                                                      |

## 02 令和8年度国民年金被保険者実態調査を実施します

令和8年度国民年金被保険者実態調査は、国民年金法に基づき、国民年金第1号被保険者等の実態や国民年金に対する意識を調査する、3年に1度の統計調査です。本年10月中旬から、厚生労働省において、「直接調査」「追納調査」が行われます。調査へのご理解ご協力をよろしくお願い致します。

◇調査概要 ※令和8年熊本地震による被災状況を鑑み、熊本県内の一部自治体については調査対象外としています。

|            | 直接調査                                            | 追納調査                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 対象者        | 令和8年3月末現在における国民年金第1号被保険者のうち、無作為抽出した約6万4千人       | 過去に保険料の納付猶予制度(学生納付特例制度又は納付猶予制度)を利用し、納付猶予の承認から2年目又は9年目となる者のうち、無作為抽出した約1万6千人 |
| 調査実施スケジュール | 令和8年10月～11月中旬<br>※回答を得られなかった場合、令和9年3月末頃まで督促等を実施 |                                                                            |
| 回答方法       | オンラインまたは郵送                                      |                                                                            |

### 【問い合わせ先】

厚生労働省コールセンター『国民の皆様の声受付窓口』  
**03-5253-1111 / 03-3595-3535**  
(音声案内「2」を選択ください。)

受付時間 9:30～16:00/13:00～18:15 (土日祝日を除く)  
※問い合わせの際は調査名「国民年金被保険者実態調査」とお伝えください。



厚生労働省ホームページ  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/140-15.html>



# ごみ広報

津別町・津別町環境衛生推進協議会  
問い合わせ先 住民環境係 12番窓口 ☎ 77-8377



## 10月のリサイクル回収を実施します

衣類などのもう一度着られる、使えるものを目安としてリサイクル回収を行います。

汚れや臭いのひどいもの、破れているもの、濡れているもの、布団、カーテン、ドレス衣装、和服一式、下着、靴下などは回収できません。

※洋服を入れていた袋、油を入れていた容器は、持ち帰っていただきます。

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 日程  | 10月17日(土)                             |
| 時間  | 午前9時～11時まで                            |
| 場所  | スポーツ交流館                               |
| 回収物 | ●衣類 ●バッグ ●靴 ●子供服<br>●タオルケット ●毛布 ●食用廃油 |

## 木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消などを目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

### 補助の対象者

- 次のすべてに該当する方
- ・津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
  - ・町税を滞納していない方
  - ・令和9年3月31日までに購入し、設置できる方
  - ・ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

### 補助金の額

ペレットストーブ本体の税抜き価格の3分の2以内で、1台25万円を限度とし、中古品を除く。設置費等を除く。千円未満は切り捨て

### 申請方法

申請様式は町ホームページからダウンロードできます。補助の申請及び交付等については、「津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱」によります。補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

ホームページ  
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/soshiki/sangyoshinko/8/2/789.html>



### 【問い合わせ先】

補助に関する問い合わせ・申請先 再エネ推進係 17番窓口 ☎ 77-8387  
ペレットの購入に関する問い合わせ先 津別町ペレット協同組合 ☎ 76-4934(株式会社山上木工)